

3. 耐震化の目標

国の基本方針^{※14}では、耐震化の目標として、住宅・特定建築物については平成 27 年度末までに少なくとも 9 割としており、都計画においても、住宅や民間特定建築物については耐震化の目標を 90%としている。

本市においては、平成 27 年度末の耐震化率の目標を、国の基本方針や都計画を踏まえ、次のように設定する。本計画における第Ⅱ章以降で示す方針や施策の展開、別途検討する実施計画と合わせて、目標達成に向けて努力する。

■耐震化の現状と目標

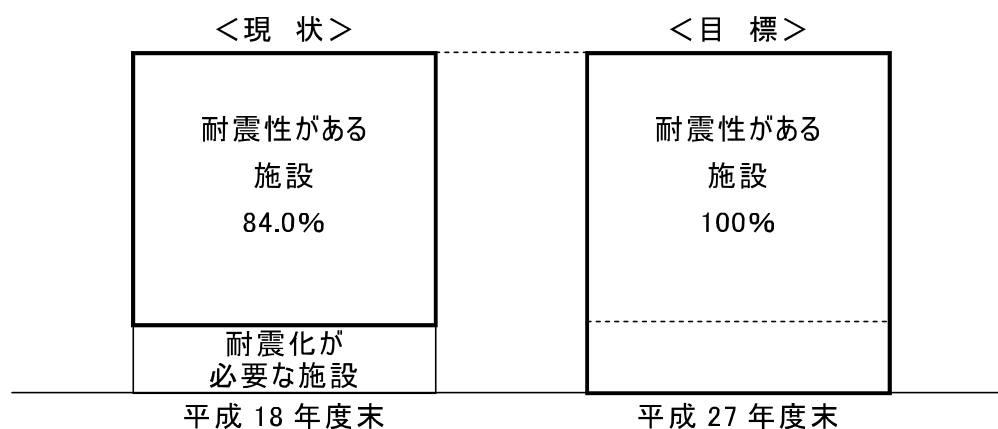
建築物の分類	耐震化率	
	現状 (平成 18 年度末)	目標 (平成 27 年度末)
防災上重要な市公共建築物	84.0%	100%
住宅	79.5%	90%
民間特定建築物	62.8%	90%

(1) 防災上重要な市公共建築物の耐震化の目標

防災上重要な市公共建築物は、多数の市民に利用されることや、災害時の活動拠点や避難施設になることから、積極的に耐震化を促進することが重要である。

そのため、防災上重要な市公共建築物は、平成 27 年度までに耐震化率を 100%とすることを目標とする。なお、耐震化に向けた取組については、別途検討するものとする。

■防災上重要な市公共建築物の耐震化の目標設定における概念図



※14 国の基本方針

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 18 年 1 月 25 日国土交通省告示第 184 号)をいう。